三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大輪山二一七八の一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字満留尾二一二三・二一二四・二一二五の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南都留郡道志村字谷相七八九五の内六（次の図に示す部分に限る。）、七八九五の内一六、七八九五の五五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字谷相七八九五の内六・七八九五の内一六・七八九五の五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町身延字上ノ山四二一〇（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山梨県韮崎市穂坂町上今井字屋敷尻一五七〇の三、字中組一四一六、一四二〇の一、字天白一〇六六の五、一〇六八の二、一〇七六の四、一〇七七、一〇八〇の二、一〇八三から一〇八五まで、一〇九三の一、一〇九三の二、一〇九四、一〇九五、一〇九七、一一〇〇、一一〇一、一一〇二の一、一一〇二の二、一一〇三、一一〇七の一、一一〇七の二、一一〇八の一、一一〇八の二、一一〇九から一一一二まで、字湯の沢二二四七の一、二二四八、二二四九の一、二二五〇の一、二二五四の一、字湯之沢一二五六の一から一二五六の三まで、一二六〇、一二六三、一二六七、一二六八、一二七〇の一、一二七二、字梅の久保二二七八の一、二二八二の一、二二八三の一、二二八三の二、二二八五の二、字鳩打場一二三一、一二三七から一二三九まで、一二四五の一、一二四七、一二四九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字屋敷尻一五七〇の三・字中組一四一六・一四二〇の一・字湯の沢二二四七の一・二二四八・二二四九の一・二二五〇の一・二二五四の一・字湯之沢一二五六の二・一二六〇・一二六三・一二六七・一二六八・一二七〇の一・一二七二・字梅の久保二二七八の三・二二八一の一・二二八二の一・二二八三の一・二二八三の二・二二八五の二・字鳩打場一二三一・一二三七・一二四五の一・一二四七・一二四九（以上二十八筆について次の図に示す部分に限る。）、字天白一〇六六の五・一〇六八の二・一〇七六の四・一〇七七・一〇八〇の二・一〇八三・一〇八四・一〇九三の一・一〇九三の二・一〇九四・一〇九五・一〇九七・一一〇〇・一一〇二の一・一一〇二の二・一一〇三・一一〇八の一・一一〇八の二
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県玉名郡和水町中和仁字西山八四五・八四七の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山八四八（次の図に示す部分に限る。）、八四五、八四七の六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び和水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和八年七月二日
農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村丙字折立五〇六の二、五二五
二　指定の目的　水源の涵養（かん）
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）